

記

- (1) 原子核物理学研究に必要な各大学の施設の整備拡充
- (2) 原子核研究所関西支所の設置
- (3) 原子核研究所における宇宙線研究特別事業
- (4) 原子核研究所における高エネルギー加速器特別事業
- (5) 基礎物理学研究所の充実及び大型電子計算機設置

なお、研究計画の詳細に関しては「原子核研究将来計画」(1961年7月)及び「同附録」を参照されたい。

5-29

昭和36年10月27日

第34回総会

科学の国際協力についての日本学術会議の見解(声明)

科学の国際間における協力は、科学の進歩に大きな関係があるばかりでなく、ひいては社会全体に重大な影響を及ぼすので、日本学術会議は、科学の国際協力一般について、その見解を明らかにする。

近年における交通・通信の急速な発達は、地球をきわめて狭いものとし、文化の国際化の傾向はますます大きくなつてゐる。科学の研究も決してその例外ではない。しかしそれ以上に科学の研究の本質がその国際化を必要としている。研究成果の国際的な交換や交流の有効さはますます著しくなつてきた。国際会議が頻繁に開かれるようになつたのも、その一例である。また研究の規模が大きくなつて、国際協力の体制がとられている例も、地球物理学や原子核等の面に沢山ある。

科学の著しい進歩のために、それが国家や全世界の将来を左右するような影響をもつてきたことを考えると、科学の国際協力の問題は、単に研究の進歩という観点からだけではなく、それが社会の他の分野に与える影響も考えて、広い視野から、検討しなければならない。

1. 科学の国際協力は平和への貢献を目的とすべきこと。

科学に関する国際協力は、平和目的にかぎるべきことは明白である。しかしながらこの原則は、単に軍事研究を排除するという消極的目的にとどまらず、もつと積極的な意義をもつことを指摘したい。

科学の異常な発展のために、現在相対立する国家ブロック間の政治紛争が、人類全体の滅亡の危険を生む可能性がある。われわれはこれを十分に知り、科学者としての責任を感じている。一方科学には古くから“科学に国境なし”といわれるほどの国際協力の伝統があり、科学には国際間の政治的な差異を越えた普遍性がある。

従つて、科学者には、国際協力を通じて、全世界に平和をもたらすための重要な貢献をする機会があり、それを行う義務がある。

2. 科学の国際協力は全世界的であること。

世界各国の科学研究には、それぞれ特色があり、そのいずれとも協力することが得策である。各国の科学協力を進めるための全世界的国際組織としては、UNESCO, ICSU, CIPSH, CIOMS, WHO, WMO, IAEA.その他があり、わが国も従来この種の機関を通じて、科学上の国際協力を行

なつてきた。従つて、国際協力を強化する際には、やはりこれらの機関を強化するのが常道である。特定の一国と科学協力を進める場合においても、これらの全世界的の協力関係の線に沿い、他の国との協力の妨げとならぬよう十分留意するとともに、更に進んでその他の国々とも協力を進め るよう努力すべきである。

3. 科学の国際協力に際しては自主性を重んずべきこと。

科学の共同研究において、個人の創意が何よりも重んじられるのと同じように、国際協力においても、その国の科学の伝統と自主性が尊重されなければならない。わが国の科学が自分自身の体系をもつた自主的な発展に努力を怠たるならば、国際協力で十分な寄与が果せないばかりでなく、国際協力はかえつてわが国の科学の発展の阻害になりかねないことを、十分に注意しなければならない。また、科学はそれが外部から加えられるいかなる干渉からも自由である時、もつともよく人類に奉仕できるということを考えるべきである。

4. 科学の国際協力は科学者の間で対等に行なわるべきこと。

科学の進歩は国によつて程度の差があり、また特異性がある。しかしその国際協力は、各國が自主性をもつて対等の立場において行なわれるのが原則である。ICSUなどにおけるような純学問上の協力においては、科学者のみの間において対等に話しあいが進められている。

国際協力を対等の立場で行なうためには、その経費も、他の国のみにこれを仰ぐような態度をとるべきではない。

5. 科学の国際協力の成果は公開されるべきこと。

科がの国際協力にてたつては、その成果は公開されなければならない。これは軍事的な秘密研究を排除するという意義があるばかりでなく、自由な討論によつて協力を助長するという積極的な面をもつている。

5-30

庶発第903号 昭和36年11月10日

内閣総理大臣 池田勇人 殿

日本学術会議会長 和達清夫

公立大学の助成について（勧告）

標記のことについて、本会議第34回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

記

日本学術会議は1958年10月第27回総会の決議に基き、政府が公立大学に対して経済的補助を与えるための措置をとるべきことを勧告した。

その後、1959年10月第29回総会および1960年10月第32回総会の決議に基き、かさねて同趣旨を勧告した。

しかし、今日に至るまで、この勧告の趣旨が実現していない。本会議は国立および私立大学とともに公立大学における教育および研究の内容を充実することが刻下の緊要事と考え、政府がその助成のために、研究設備助成補助金を交付されるよう、あらためて勧告する。